

○北杜市介護支援ボランティア事業実施要綱

平成23年3月25日

告示第30号

改正 平成28年4月1日告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第2号に規定する一般介護予防事業として、北杜市（以下「市」という。）が、北杜市介護支援ボランティア事業（以下「事業」という。）を設け、高齢者によるボランティア活動（以下「介護支援ボランティア活動」という。）を通じた地域貢献を奨励及び支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を図り、もって生き生きと活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は事業に係る業務の全部又は一部を社会福祉協議会等（以下「管理機関」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業は、介護支援ボランティア活動の実績を評価した上で、介護支援ボランティア活動評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントに応じた北杜市介護支援ボランティア活動交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付することにより実施するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、事業を推進する上で、高齢者のボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営を行うものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象となる高齢者は、市内在住の法第9条第1号に規定する介護保険第1号被保険者であって、介護保険料の滞納がないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が事業の対象者として適当でないとする者
- (ボランティア登録)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、北杜市介護支援ボランティア登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、介護支援ボランティアとして登録し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

(介護支援ボランティア登録の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により登録された介護支援ボランティアが、第5条に規定する対象者としての要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により市、管理機関等に損害を与えたとき。
- (2) 市、管理機関等の信用を著しく失墜するような行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が介護支援ボランティアとして適当でないとするとき。

- 2 市長は、前項の規定により介護支援ボランティアの登録の取消しをしたときは、該当する介護支援ボランティアにその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた介護支援ボランティアは、前条第2項の規定により交付を受けた手帳を市長に返還しなければならない。

(秘密保持の義務)

第8条 介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア活動に関し知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。介護支援ボランティアを退いた後も、同様とする。

(受入施設)

第9条 市の指定を受けようとする介護支援ボランティア活動の受入れを行う市内の介護保険施設等は、北杜市介護支援ボランティア活動施設指定申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、介護支援ボランティ

ア活動の受入れを行うことについての適否を決定し、その結果を北杜市介護支援ボランティア活動施設指定・却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により指定を受けた介護保険施設等（以下「受入施設」という。）の指定を取り消す場合は北杜市介護支援ボランティア活動施設指定取消決定通知書（様式第4号）により当該受入施設に通知するものとする。

（対象となる活動）

第10条 事業の対象となる活動内容は、市、管理機関又は受入施設（以下「受入機関」という。）がボランティア募集する活動で次に掲げるものとする。

- （1）別表第1に規定する活動
- （2）市内の居宅高齢者等に対する生活支援ボランティア活動
- （3）市又は管理機関が指定する事業の支援活動又は参加
- （4）その他市長が必要と認める活動

（活動実績の承認）

第11条 受入機関は、介護支援ボランティアが活動を行ったときは、当該活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、活動を1日において2時間以上行った場合又は2箇所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

- 2 評価の方法は、手帳に活動確認スタンプ（以下「スタンプ」という。）を押印することによって行うものとする。

（評価ポイントの付与）

第12条 市長は活動の実績に対し、手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

- 2 評価ポイントの付与基準は、活動1回につき100ポイントの付与を行う。
- 3 市長は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 4 スタンプ及び評価ポイントは、翌年度以降に繰り越すことはできない。
- 5 スタンプ及び評価ポイントは、第三者に譲渡することはできない。

(手帳の紛失)

第13条 介護支援ボランティアが、活動期間中に手帳を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとする。この場合において、それまでのスタンプ及び評価ポイントは活動内容の確認がとれる場合を除いて、再交付しないものとする。

(評価ポイントの活用)

第14条 市長は、別表第2に定める算定基準に基づき、活動年度の評価ポイントが1,000ポイントに達したときには、北杜市介護支援ボランティア活動交付金(以下「交付金」という。)を交付することができるものとする。

2 交付金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、北杜市介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申請書(様式第5号)に手帳を添えて、毎年3月31日までの分をその年の4月1日から4月30日までに市長に提出するものとする。

3 交付申請者に、介護保険料にかかる滞納がないと確認できたときは、市長は、年度毎10,000ポイント分を限度として交付金の交付を決定し、北杜市介護支援ボランティア活動交付金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第51号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

介護支援ボランティア活動の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) レクリエーションなどの指導、参加支援(2) お茶出しや食堂内の配膳、下膳などの補助(3) 散歩、外出及び館内移動の補助(4) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い |
|---|

- (5) 話し相手
- (6) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
- (7) その他

別表第2（第14条関係）

介護支援ボランティア活動交付金の算定基準

評価ポイント	交付金額
1,000ポイント～9,900ポイント（100ポイントごと）	1,000円～9,900円（100円単位で交付）
10,000ポイント以上	10,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

北杜市長 様

北杜市介護支援ボランティア登録申請書

次のとおり、北杜市介護支援ボランティアとして登録を申請します。

ふりがな	
氏 名	㊟
住 所	山梨県北杜市
生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳)
電話番号	

この申請にあたって、介護保険料の未納・滞納の有無について調査することに同意します。
また、ボランティア活動で知り得た個人の情報は、口外いたしません。

本人署名欄 _____

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者

住所

事業所名

代表者名

電話番号



北杜市介護支援ボランティア活動施設指定申請書

北杜市介護支援ボランティア活動施設として指定を受けたいので、北杜市介護支援ボランティア事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

活動場所	山梨県北杜市
活動内容	
備考	

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

事業所名
代表者名 様

北杜市長

北杜市介護支援ボランティア活動施設指定・却下通知書

年 月 日付で申請のあった北杜市介護支援ボランティア活動施設指定申請については、次のとおり通知します。

1 次のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
活動場所	山梨県北杜市
備 考	

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

事業所名
代表者名 様

北杜市長

北杜市介護支援ボランティア活動施設指定取消決定通知書

下記施設における北杜市介護支援ボランティア活動施設について、次のとおり指定を取り消す。

記

取消年月日	年 月 日
指定年月日	年 月 日
指定番号	
活動場所	山梨県北杜市
備 考	

取消理由	
------	--

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

㊞

北杜市介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申請書

次のとおり、北杜市介護支援ボランティア手帳を添えて、介護支援ボランティア活動評価ポイントの活用を申請します。

介護保険 被保険者番号	
累積評価ポイント	ポイント

振込先口座

	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協		本店 ・ 支店 ・
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

この申請にあたって、介護保険料の未納・滞納の有無について調査することに同意します。

申請者氏名

㊞

様式第6号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

北杜市介護支援ボランティア活動交付金交付決定(非該当)通知書

年 月 日付で申請のありました北杜市介護支援ボランティア活動交付金については、次のとおり決定します。

1 交付を決定します。

交付金額	
------	--

2 非該当です。

非該当理由	
-------	--

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 4 条関係)

様式第 6 号 (第 1 4 条関係)